

国立大学法人秋田大学役員報酬規程

平成16年4月1日
規則第63号

(目的)

- 第1条 この規程は、国立大学法人秋田大学の学長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬について定めることを目的とする。
- 2 役員報酬は、その役員の業績を考慮するものとする。

(役員報酬)

- 第2条 役員報酬は、常勤役員については、本給、通勤手当、単身赴任手当、期末特別手当及び寒冷地手当とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

(報酬の支給日)

- 第3条 役員報酬（期末特別手当及び寒冷地手当を除く。）は、毎月17日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日に支給する。
- 2 期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日に支給する。
- 3 寒冷地手当は、11月から翌年3月までの第1項に規定する報酬の支給日に支給する。

(本給)

- 第4条 常勤役員の本給表は、次に掲げるとおりとする。

号俸	本給月額
	円
1	637,000
2	708,000
3	763,000
4	820,000
5	898,000
6	968,000
7	1,038,000
8	1,110,000

- 2 常勤役員の号俸は、役職の区分に応じて、次の各号に掲げる号俸又は号俸の範囲内で学長が決定するものとし、決定の都度経営協議会に報告するものとする。
- (1) 学長 7号俸
(2) 理事 5号俸以内
(3) 監事 1号俸
- 3 学長は、役員の職務の困難度、実績等を勘案して必要と認める場合は、経営協議会の議を経て前項各号に掲げる号俸の1号俸上位の号俸に決定することができる。

(通勤手当等)

- 第5条 常勤役員の通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当は、国立大学法人秋田大学職員給与規程（平成16年規則第64号。以下「職員給与規程」という。）に規定する職員の例に準じて支給する。

(期末特別手当)

- 第6条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以

内に退職し、若しくは国立大学法人法（平成15年法律第112号）第17条第1項及び第2項第1号に該当して解任され、又は死亡した常勤役員についても同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解任され、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、若しくは解任され、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき本給月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額を基礎として、100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第44条第2項の表（3）に定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定による期末特別手当の額は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、学長が、その職務の実績に応じ、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

（非常勤役員の報酬）

第7条 非常勤役員手当は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 理事 日額 45,300円
- (2) 監事 月額 196,300円

2 前項の非常勤役員手当の支給日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 月額の場合 毎月17日
- (2) 日額の場合 翌月17日

3 第3条第1項ただし書きの規定は、非常勤役員手当の支給について準用する。

（日割計算等）

第8条 月の初日以外の日において新たに常勤役員に任命された者に対する当該月分の本給は、本給の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日に至るまでの休日（国立大学法人秋田大学の職員の勤務時間に関する規程（平成16年規則第57号）第7条第1項各号に規定する休日をいう。以下同じ。）以外の日の数を乗じて得た額を本給月額から控除した額とする。

2 月の末日以外の日において退職した常勤役員の当該月分の本給は、本給の日額に、その者が退職した日の翌日から月の末日に至るまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を本給月額から控除した額とする。ただし、死亡した者に対する当該月分の本給は、本給月額の全額を支給する。

3 前2項の規定は、非常勤役員手当（日額の場合を除く。）の日割計算について準用する。

（本給の日額）

第9条 前条に規定する本給の日額は、本給月額を当該月の休日以外の日の数で除して得た額とする。

（報酬の支払方法）

第10条 役員報酬は、その全額を通貨で直接役員に支払う。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合は、これを報酬から控除して支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員が報酬につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（端数の処理）

第11条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（報酬の改定）

第12条 報酬は、運営費交付金の状況、業務の実績又は社会の情勢等により、増額又は減額することができる。

（実施に必要な事項）

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 削除
(経過措置)
- 3 施行日の前日に一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第12条の規定による通勤手当の適用を受けていた役員の施行日以後における第5条の規定による手当の額は、別に措置しない限り、施行日の前日に適用されていた額とする。
- 4 第6条の規定による平成16年6月期の期末特別手当については、平成15年12月2日以降施行日の前日までの効果を継承して、同条の規定を適用する。

附 則

この規程は、平成16年12月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
(号俸の切替え)
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の第4条に規定する本給表の適用を受けていた常勤役員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に応じて附則別表第1に定める号俸とする。

附則別表第1

旧号俸	新号俸
1	1
2	
3	
4	2
5	3
6	4
7	5
8	6
9	7
10	8

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
(平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第6条の規定の適用については、同条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年7月1日から施行する。
(特例期間における役員の報酬の支給について)
- 2 平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、役員の報酬の支給に当たっては、本給月額及び期末特別手当から、本給月額及び当該役員が受けるべき期末特別手当の額にそれぞれ100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
(端数計算)
- 3 前項により役員の報酬の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
(特例期間における非常勤役員手当の支給について)
- 4 特例期間においては、非常勤役員手当の支給に当たっては、第7条第1号中「46,100円」とあるのは、「41,600円」と、同条第2号中「37,000円」とあるのは、「33,400円」とする。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、第6条及び附則第2項の規定は平成27年12月1日から適用する。

(平成27年12月に支給する期末特別手当)

- 2 平成27年12月に支給する期末特別手当に関する第6条の規定の適用については、第6条第2項中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年3月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は平成29年12月1日から適用する。

(平成29年12月に支給する期末特別手当)

- 2 平成29年12月に支給する期末特別手当に関する第6条の規定の適用については、第6条第2項中「100分の172.5」とあるのは「100分の175」とする。

附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第4条の規程は令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。